

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、児童手当事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

## 公表日

令和8年1月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	・高校生年代までの児童を養育している者に手当を支給する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。
③システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(児童手当システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・SHIPS児童手当システムDBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表81の項 番号法第9条第1項別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、53、76、125、141、161の項 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市こども未来部こども家庭課
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、申請者からのマイナンバー取得、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらのことから、当該対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	IIしきい値判断項目	平成26年9月30日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-①	佐賀市保健福祉部福祉総務課	佐賀市子育て支援部こども家庭課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	福祉総務課長 成富 典光	こども家庭課長 久我 小由起	事後	
平成29年4月1日	I-8	佐賀市保健福祉部福祉総務課	佐賀市子育て支援部こども家庭課	事後	
平成29年7月13日	I-1-③	-	・サービス検索・電子申請機能を追加	事前	
平成29年7月13日	IIしきい値判断項目	平成28年9月30日 時点	平成29年7月13日 時点	事前	
平成30年11月30日	IIしきい値判断項目	平成29年7月13日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年10月31日	I-4-②	審判法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第74項、第75項	審判法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第74項、第75項	事後	
令和1年10月31日	IIしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日時点	事後	
令和2年11月18日	IIしきい値判断項目	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年11月1日	I-1-②	中学校終了前	中学校修了前	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目	令和2年10月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和3年11月1日	I-4-②	審判法第19条第7号 別表第2	審判法第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年11月1日	IIしきい値判断項目	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年3月22日	I-1-②事務の内容	・中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。	・中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	
令和5年11月1日	IIしきい値判断項目	令和4年11月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-1-②事務の概要	・中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	・高校生年代までの児童を養育している者に手当を支給する。 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事後	
令和6年11月1日	I-3法令上の根拠	審判法第9条第1項 別表第1第56項	審判法第9条第1項別表第一の81の項	事後	
令和6年11月1日	I-4-②法令上の根拠	審判法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第74項、第75項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第26項、第30項、第87項、第106項	審判法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	事後	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和7年11月1日	I ⑤-1	佐賀市子育て支援部こども家庭課	佐賀市こども未来部こども家庭課	事後	
令和7年11月1日	I 8	佐賀市子育て支援部こども家庭課	佐賀市こども未来部こども家庭課	事後	
令和7年11月1日	II 1	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年11月1日	II 2	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和8年1月14日	I 3	審判法第9条第1項別表第一の81の項	・審判法第9条第1項別表81の項 ・審判法第9条第1項別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和8年1月14日	I-4-②法令上の根拠	審判法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	情報提供の根拠 ・審判法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、53、76、125、141、161の項 情報照会の根拠 ・審判法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106、107、160の項	事後	